

長野市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法並びにこれに基づく命令及び条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2 総合事業は、市が主体的に行うことのほか、地域の実情に応じた住民等の多様な主体の参画を得ることにより、被保険者である高齢者等に対し多様なサービスを効果的かつ効率的に提供し、もってそれらの者が要介護状態又は要支援状態となることを予防するとともに、地域においてその社会に参加しながら自立した日常を営むことができるようにすることを目的とする。

(定義)

第3 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 居宅要支援被保険者 法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。
- (2) 事業対象者 第1号被保険者であって、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の62の4第2号に該当する者をいう。
- (3) 居宅要介護被保険者 省令第140条の62の4第3号に該当する者をいう。

(サービスの種類等)

第4 市は、居宅要支援被保険者、事業対象者及び居宅要介護被保険者（以下「居宅要支援被保険者等」という。）を対象とした介護予防・生活支援サービス事業（法第115条の45第1項第1号の規定により市が行う事業をいう。以下同じ。）及び第1号被保険者の介護予防を目的とした一般介護予防事業（同項第2号の規定により市が行う事業をいう。以下同じ。）を行う。

- 2 介護予防・生活支援サービス事業によるサービスの種類及びサービスの種類ごとの利用対象者は、別表第1のとおりとする。
- 3 一般介護予防事業により行う事業の区分及び内容は、別表第2のとおりとする。

(介護予防ケアマネジメントの利用の手続)

第5 別表第1に掲げる介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防ケアマネジメント」という。）を利用しようとする者は、介護予防ケアマネジメント申込書を市長に提出しなければならない。ただし、法第58条第4項の届出をした居宅要支援被保険者が、当該届出後に、介護予防支援を受けることを要しないこととなった場合において当該届出に係る地域包括支援センターが行う介護予防ケアマネジメントを利用しようとするときは、この限りでない。

- 2 市長は、事業対象者から前項本文の規定による申込があったときは、当該申込をした者に対し被保険者証を交付するものとする。
- 3 市長は、第1項本文の規定による申込をした事業対象者に対し、省令第28条の2第1項に規定する負担割合証を、有効期限を定めて交付するものとする。
- 4 省令第28条の2第2項及び第4項から第6項までの規定は、前項の規定により交

付する負担割合証について準用する。

(訪問型サービス等の利用)

第6 介護予防ケアマネジメント以外の介護予防・生活支援サービス事業によるサービスを利用しようとする居宅要支援被保険者等は、その者に係る介護予防サービス計画等(介護予防サービス計画(法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。))又は介護予防ケアマネジメントにより作成される計画をいう。以下同じ。)に位置付けられた介護予防・生活支援サービス事業によるサービスを、当該サービスを提供する主体の定めるところにより、利用するものとする。

(事業対象者に係る介護予防通所介護費の算定)

第7 事業対象者が別表第1に掲げる介護予防通所介護相当サービスを利用した場合において、その者に係る法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費のうち省令第140条の63の2第1項第1号イの規定によりその例によることとされる指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(平成30年厚生労働省告示第78号)による改正前の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)別表6の項イに掲げる介護予防通所介護費の算定については、同項イ(1)要支援1に定める単位によるものとする。

(第1号事業に要する費用の額)

第8 長野市介護保険条例(平成12年長野市条例第7号)第1条の2第1項に規定する市長が別に定める基準により算定した費用の額は、別表第3に定める額とする。

(支給限度額)

第9 法第115条の45の3第1項の規定による第1号事業支給費の支給は、月を単位として、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める単位を基礎として算定する額を限度として行うものとする。この場合において、第1号事業支給費の支給額の算定は、法第55条の規定の例による。

(1) 要支援1 5,032単位

(2) 要支援2 10,531単位

(3) 事業対象者 5,032単位(退院直後で集中的にサービス利用することが自立支援につながると認められる場合その他の市長が特に認める場合にあっては、10,531単位)

2 前項の規定にかかわらず、居宅要支援被保険者が、法第8条の2に規定する介護予防サービスと法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者によるサービスとを同一の月に利用した場合は、法第55条の規定による支給限度額と前項の規定による支給限度額とを一体的に給付管理するものとする。

(高額介護予防サービス費等相当事業)

第10 市は、法第115条の45の3に規定する指定事業者(以下「指定事業者」という。)によるサービスに係る利用者の負担が著しく高額であるときは、当該利用者に対し、高額介護予防サービス費相当事業支給費及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業支給費を支給する。この場合において、高額介護予防サービス費相当事業支給費の支給については法第61条の規定の例に、高額医療合算介護予防サービス費相当事業支給費の支給については法第61条の2の規定の例による。

(文書の様式)

第11 この要綱に定める文書の様式については、市長が別に定める。

(補則)

第12 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成28年10月 1 日長野市告示第 577号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年10月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 第5第1項の規定による介護予防ケアマネジメントの利用の申込については、この要綱の施行の日前においても、同項の規定の例により行うことができる。

附 則 (平成29年 3 月14日長野市告示第74号)

この要綱は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年長野市告示第402号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の長野市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の規定は、令和 3 年 7 月 1 日以後の利用に係る介護予防・生活支援サービス事業（介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第 115条の45第 1 項第 1 号の規定により市が行う事業をいう。以下同じ。）及び一般介護予防事業（同項第 2 号の規定により市が行う事業をいう。以下同じ。）について適用し、同日前の利用に係る介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業については、なお従前の例による。

附 則 (令和 3 年長野市告示第579号)

この要綱は、令和 3 年11月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の長野市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱別表第 3 の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以後の利用に係る通所型基準緩和サービスについて適用し、同日前の利用に係る通所型基準緩和サービスについては、なお従前の例による。

別表第1（第4関係）

種類		事業内容	提供主体	利用対象者
訪問型サービス	介護予防訪問介護相当サービス	省令第140条の63の6第1号イに規定する旧介護予防訪問介護に相当するサービス	指定事業者	居宅要支援被保険者等のうち、その介護予防サービス計画等に当該サービスが位置付けられているもの
	訪問型基準緩和サービス	掃除、洗濯、調理、生活必需品の買物等の生活援助サービス		
	訪問型住民主体サービス	掃除、洗濯、調理、生活必需品の買物等の生活援助サービス	市民団体等	
	訪問型短期集中予防サービス	保健・医療の専門職による生活機能の向上に向けた訪問指導・助言	市	
通所型サービス	介護予防通所介護相当サービス	省令第140条の63の6第1号イに規定する旧介護予防通所介護に相当するサービス	指定事業者	
	通所型基準緩和サービス	体操、レクリエーション等による高齢者同士の交流等の介護予防に資するサービス		
	通所型住民主体サービス	体操、レクリエーション、介護予防講話、参加者同士の交流等による日中の居場所作り	市民団体等	
生活支援サービス		訪問型サービス又は通所型サービスと一体的に行われる場合に効果があると認められる利用者の地域における自立した日常生活の支援として、次に掲げるものを行うサービス (1) 栄養の改善を目的とした配食 (2) 住民ボランティア等が行う訪問による見守り (3) その他訪問型サービス及び通所型サービスの一体的な提供等利用者の地域における自立した日常生活の支援に資するサービスとして市長が適当と認めるもの	市民団体等	
介護予防ケアマネジメント		利用者の心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じ	地域包括支援センター	居宅要支援被保険者等（法

	て、その者の選択に基づき、その者に対して適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるために行う専門的な視点による援助		第58条第1項に規定する指定介護予防支援を受けている者を除く。）
--	--	--	----------------------------------

備考 通所型基準緩和サービスを週2回程度利用することができる者は、要支援2である者又は事業対象者（市長が特に認めた者に限る。）に限るものとする。

別表第2（第4関係）

事業の区分	事業内容
介護予防把握事業	閉じこもり等何らかの支援を要する者の把握及び介護予防活動の利用支援
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及啓発に資する介護予防教室等の開催、介護予防に資する基本的な知識に関するパンフレット等の作成配布等による啓発
地域介護予防活動支援事業	地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援
一般介護予防事業 評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証及び一般介護予防事業の事業評価
地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取組を機能強化するために行う通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与の促進

別表第3（第8関係）

区分			費用の額
訪問型基準緩和サービス	介護予防サービス計画等において1週間当たり1回程度の訪問型基準緩和サービスが必要とされている者	1月当たりの利用回数が3回以下である場合	1回当たり 2,103円
		1月当たりの利用回数が4回以上である場合	1月当たり 8,423円
	介護予防サービス計画等において1週間当たり2回程度の訪問型基準緩和サービスが必要とされている者	1月当たりの利用回数が7回以下である場合	1回当たり 2,103円
		1月当たりの利用回数が8回以上である場合	1月当たり 16,846円
通所型基準緩和	介護予防サービス計画等において1週間当た	1月当たりの利用回数が3回以下である場合	1回当たり 3,194円

サービス	り 1 回程度の通所型基準緩和サービスが必要とされている者	1 月当たりの利用回数が 4 回以上である場合	1 月当たり 12, 786円
	介護予防サービス計画等において 1 週間当たり 2 回程度の通所型基準緩和サービスが必要とされている者	1 月当たりの利用回数が 7 回以下である場合	1 回当たり 3, 214円
		1 月当たりの利用回数が 8 回以上である場合	1 月当たり 25, 735円